新潟・八幡林（はちまんばやし）遺跡

1　所在地　新潟県三島郡和島村大字両高
2　調査期間　一九九二年（平4）四月～一九九三年三月
3　発掘機関　和島村教育委員会
4　調査担当者　高橋　保
5　遺跡の種類　官衙跡
6　遺跡の年代　八世紀前半・九世紀
7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

八幡林遺跡は、島崎川左岸に半島状に突出した丘陵上に位置しており、「郡司符」や「沼垂城」の木簡が発見された一九九〇年の調査以降、三次にわたる調査が継続されている。

一九九二年の調査は、政庁が所在する丘陵の縁辺部低地（D・I地区）、及び同丘陵東側斜面（C地区）、九一年の調査で発見された木道の延長線上（H地区）などに対して行なわれたが、以下で紹介する文字資料は、全てI地区から発見されたものである。

I地区では、丘陵裾を切り崩し、低地部を埋めたてた広い造成面が検出され、その上に構築された掘立柱建物が一〇棟以上確認されている。出土遺物には、八世紀末～九世紀前半のものと、九世紀後半のものがあり、前者は整地層下の腐蝕土層を中心に包含されていた。注目される遺物としては、木簡、「大領」「郡」「厨」などと墨書した土器、帯金具の鉈尾、大刀外装具の帯執足金具、神功開宝がある。

8　木簡の釈文・内容

木簡は、墨痕がかすかに確認できるものも含めて、三〇点以上出土しているが、遺存状況は全体的にあまり良好とは言えず、内容が判読できない小片が多い。出土状況は、大部分が整地層下の腐蝕土中に包含されており、遺構に伴うものはないが、伴出した土器から、八世紀末～九世紀前半に位置づけられる可能性が強い。

(1)　・「請雑物　奈□□〔多カ〕□□□□□□□□　(124)×(26)×5　081
　　・「□諸□

(2)　「〈卅五隻」　167×27×4　033

(3)　「〈卅五隻」　158×25×3　033

(4) 「〻卅五隻」 156×22×4 033

(5) 「〻射水臣□□□□ (100)×22×5 039

(6) 「〻□□下」 79×15×2 032

(7) 「〻甕三× (63)×27×2 039

(8) ・「郡□□
・「□」 (71)×(31)×5 081

(9) □是道有是人人人大 (177)×(21)×5 081

(10) □□道有是」〔大カ〕 (145)×54×3 081

(11) ・「是是是道道道道」
・「□」 330×45×12 011

(12) ×日□力一束　作每殖力二束
注□〔所カ〕× (195)×(14)×4 081

(13) ・是是是是
是是□□
・大大□
・『〻〻』 (64)×37×4 081

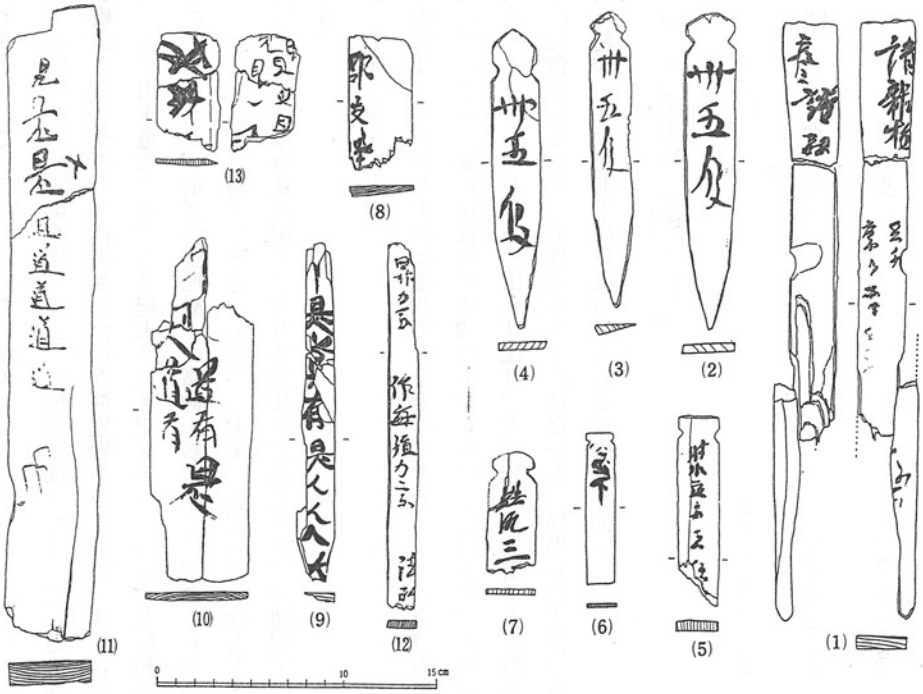

(2)〜(7)はいわゆる付札木簡と考えられ、同様の形態のものが全体の約半数を占めている。(2)〜(4)は、具体的な品目の記載はないものの、同一の数量、形状をとることから、定期的な貢進物の付札であった可能性が強い。内容物としては、古代越後を代表する特産物である「鮭」を想定するのが最も妥当であろう。(5)も貢進物付札で、越中国射水郡に関わるウジ名である「射水臣」某の記載がある。本木簡の出土は、古志郡内にも「射水臣」が分布していたことを示しており、古志郡が頸城・魚沼・蒲原の三郡と共に越中国から分離され、越後国に編入されたという歴史的過程を、間接的ではあるが裏付けるものとして注目される。

(1)(8)(12)は文書様の木簡であるが、いずれも小片のため詳細は不明である。(8)は「郡…」と書き始めており、郡以下は職名等である可能性が考えられる。

(9)〜(11)は習書木簡であり、「是」「道」「有」「人」等の文字が習書されている。(13)も同様の木簡で、墨痕に新旧が認められる。

今回出土の木簡や、「郡」や「大領」などの墨書土器から、本遺跡は「古志郡衙」と関連する可能性が強まったが、郡衙に限定するにはいくつか未解決の点もあり、複合的な官衙であった可能性も残されている。

木簡の釈文及び解釈については、国立歴史民俗博物館の平川南氏、新潟大学の小林昌二氏にご教示いただいた。

（田中　靖）

川崎市市民ミュージアム編

『古代東国と木簡』の刊行

一九九〇年一〇月一〇日、川崎市市民ミュージアムで開催された木簡学会の公開研究会「フォーラム古代東国と木簡」の記録である。当日の基調報告と討論が活字化され、それに展示図録「木簡—古代からのメッセージ」掲載の四編の論考も転載されている。

A4版　二四〇頁　三五〇〇円

一九九三年四月　雄山閣出版　刊